

| | |
|------|---|
| 資料番号 | 3 |
|------|---|

| |
|-------------|
| 令和5年7月19日 |
| 課名 教育委員会事務局 |
| 秘書広報室 |
| 担当者 室長 糸崎 |
| 内線 4934 |

広島県教育委員会会議録

令和5年4月28日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和5年4月28日（金）

9：00開会

11：05閉会

1 出席者

| | |
|-----|--------|
| 教育長 | 平川理恵 |
| 委員 | 細川喜一郎 |
| | 中村一朗 |
| | 志々田まなみ |
| | 近藤いずみ |

2 欠席委員

菅田雅夫

3 出席職員

| | |
|----------------------|-------|
| 教育次長 | 池田克輝 |
| 管理部長 | 江原透 |
| 学びの変革推進部長（兼）教育センター所長 | 阿部由貴子 |
| 生涯学習担当部長（兼）参与 | 重森栄理 |
| 理事 | 榊原恒雄 |
| 総務課長 | 杉本真一 |
| 秘書広報室長 | 糸崎誠二 |
| 施設課長 | 渡辺誠一 |
| 文化財課長 | 坂光秀和 |
| 学校経営戦略推進課 | 沖本勝豊 |
| 高校入学者選抜制度推進課 | 今川浩之 |
| 義務教育指導課 | 立田晃 |
| 高校教育指導課 | 小野裕之 |
| 特別支援教育課 | 津村真一郎 |

教育委員会会議定例会日程

| | | 頁 |
|------|--|----|
| 日程第1 | 会議録署名者について | 1 |
| 日程第2 | 第2号議案 広島県史跡の指定範囲の追加について | 1 |
| 日程第3 | 第3号議案 令和6年度広島県立中学校，高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針について | 2 |
| 日程第4 | 第4号議案 令和6年度に使用する教科用図書採択基本方針について | 5 |
| 日程第5 | 報告・協議1 高校生等の就職をめぐる状況について | 7 |
| 日程第7 | 第1号議案 知事の専決処分に対する意見について | 10 |

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、細川委員及び志々田委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。

本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますのですが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案は内部検討を行う案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はありませんか。

(な し)

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。

第1号議案の知事の専決処分に対する意見について、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第1号議案を公開しないで審議することといたします。

第2号議案 広島県史跡の指定範囲の追加について

平川教育長： それでは、第2号議案、広島県史跡の指定範囲の追加について、坂光文化財課長、説明をお願いします。

坂光文化財課長： 失礼いたします。第2号議案、広島県史跡の指定範囲の追加について御提案いたします。

広島県史跡の指定とは、広島県文化財保護条例第36条第1項の規定により、県内に所在する城跡、旧宅、古墳などのうち、規模、遺構、出土遺物等において、歴史上又は学術上価値の高い本県の歴史と文化を理解する上で欠かせない文化財の範囲を特定し、保護しようとするものでございます。

お手元の資料1ページを御覧ください。今回、指定範囲の追加をお諮りいたします広島県史跡松本古墳は、福山市神村町に所在し、古墳時代中期、5世紀中頃に築造された本県を代表する大型古墳の一つとして、昭和24年8月12日付で指定された史跡でございます。

2ページと3ページを御覧ください。2ページの地図の下のほうが松永湾になります。この松永湾沿岸に立地する古墳としては最も古く位置づけられるとともに、首長墓の系譜を考える上では欠くことのできない貴重な存在として学術上貴重であるため、指定されておりました。

その後、周囲の宅地化が進んでいたことから、福山市教育委員会では、開発事業に先駆けて重要な範囲を保護する必要があると考え、平成26年度から平成30年度に行った範囲確認のための発掘調査で、墳丘の外縁に構築された周溝の底面と見られる遺構が検出され、構築時の墳丘が従来の推定範囲よりも大きい直径約65メートルに復元できることが明らかになり、令和元年10月21日に墳丘の北側から東側にかけての部分が追加指定されているところでございます。

8ページを御覧ください。この濃い青色の部分が令和元年の追加指定の範囲でございます。また、平成30年から令和3年に福山市教育委員会が継続調査を行ったところ、墳丘の南側においても、5ページを御覧ください、5ページのようなほぼ原位置をとどめる葺石や、次の6ページにございます埴輪列といった古墳の構成要素が発見され、次の7ページのような造り出し状の突出部が検出されたところでございます。このことから、本件古墳は、令和元年に追加指定した部分に加えて、新たな知見が得られた墳丘南側の部分も一体の文化財として保存、継承する必要があると認められました。

これにより、8ページの赤い部分、墳丘南側の部分も一体の文化財として、広島県文化財保護条例第36条第1項の規定により、広島県史跡として追加指定することを御提案させていただきます。

なお、本件追加指定につきましては、令和5年3月28日付で広島県文化財保護審議会に諮問し、同日付で適当である旨の答申を受けていることを申し添えます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いたします。

中村委員： 今後、県指定文化財として保護、保存するという意味は分かりますが、追加指定範囲は個人所有の物件ということで書いてあります。これは当然、建屋、宅地等にいろいろ制限がかかる

ということだと思いますが、この指定というのは所有者の了解を得て行われるものですか、それともそれがなくても指定ができるものですか。

坂光文化財課長： 指定は所有者の了解を得て行われるものであり、今回も所有者からの了解を得ており、関係市町との連携で、こちらのほうに申請が上がってきております。

中村委員： 制度上、了解がなくても指定できるものなのですか。

坂光文化財課長： 同意がないとできないことになっております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はありませんか。

近藤委員： 今回指定になる部分は、現在所有者の方が使っているのか、使っていない状況なのか、どちらでしょうか。

坂光文化財課長： 現状としては、水田であったり、畑であったりする部分もありますが、基本的には現状のまま使用することとして、そのまま維持管理をしていくことになります。

近藤委員： 現状のまま田畑として使われている一方で、文化財として保存と管理をしていくという、そういうことが現実として可能なのですか。

坂光文化財課長： 土地を指定した時点の現状のまま使っただきながら、例えば、もしそこを新たに現状変更するようなことがあれば、また届けを出していただいて許可を受けて変更していただくという手続になります。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はありませんか。

細川委員： 今回の松本古墳をちょっと地図で見ますと、かなり周りが開発をされていて、本来ここも古墳だったのではないかなというようなことも思われますが、開発されているところは既に発掘調査等が済んでいて、このような指定等を受けないというふうに確認されて建物が建っているのですか。また、先ほどの関連なのですが、今回指定される範囲の個人所有者の方が、やはりいろいろ利用を考えられて指定を外してくれというような意向があるときは簡単に外れるものなのですか。

坂光文化財課長： まず、開発の件ですが、もともと昭和24年に指定をされた時点で、周辺にもまだ残っているのではないかという指摘はありまして、その後、周辺が開発されることに伴いまして発掘調査をして順次指定をしているところでございます。

指定の解除については、文化財としての価値が失われぬ限り、容易には解除できないこととなります。

細川委員： 分かりました。そういうものだと思うのですが、指定によって持ち主の方にはある意味、不利益を被っていただくことになると思うので、その辺のところはしっかり御理解をいただいた上で、今回の御同意をいただいたということでよいですね。

坂光文化財課長： そのとおりでございます。

細川委員： 分かりました。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はありませんか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終えます。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

第3号議案 令和6年度広島県立中学校、高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針について

平川教育長： 続きまして、第3号議案、令和6年度広島県立中学校、高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針について、今川高校入学者選抜制度推進課長、説明をお願いいたします。

今川高校入学者選抜制度推進課長： 失礼いたします。第3号議案、令和6年度広島県立中学校、高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針について御説明いたします。

初めに、令和6年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針につきまして、お手元の議案書1ページから5ページにありますとおり、昨年度、新たな制度として定め、実施いたしました。一般入試である一次選抜及び二次募集である二次選抜により実施するものでございます。

新制度の導入2年目となります。この度の基本方針の策定に当たりましては、新制度の成果と課題等につきまして、昨年度末から、関係団体にヒアリングを実施しているところでございまして、これまでにいただいた御意見等から基本的な骨格部分につきましては、おおむね問題なく実施できたものというふうに考えているところでございます。

6 ページを御覧ください。新旧対照表をお示ししておりますが、令和6年度入学者選抜につきましては、新制度の定着を図る観点から昨年度から大きな変更は加えてございません。

1点、第5の1でございますけれども、入学者選抜の結果に係る簡易開示につきまして、昨年度は12月の基本方針の策定・公表時点で新制度の実施内容の詳細が定まっていなかったことから、簡易開示につきまして別に定めるところによるというふうにしておりましたものを、自己表現の記載を加え、例年と同様の表現に改定しているところでございます。

続きまして、7ページでございます令和6年度広島県立広島叡智学園高等学校入学者選抜の基本方針についてでございます。8ページの新旧対照表にお示ししておりますとおり、令和6年度入学者選抜につきましては基本的な内容の変更はございません。

続いて、9ページから10ページでございます令和6年度広島県立併設型中学校入学者選抜の基本方針について御説明いたします。

昨年度からの変更点でございますが、11ページの新旧対照表にお示しをしておりますとおり、昨年度、新たに導入いたしました広島中学校における特定分野、数学に特異な才能のある児童に関する選抜につきまして、昨年度は(3)の帰国児童等の特別入学に関する選抜の中で実施するという事としてございましたが、より明確に区別をするという観点から新たに項目を立てて記載したところでございます。

なお、資料の18ページから20ページに令和6年度の選抜日程を参考として添付をしております。日程につきましては、令和5年度の日程を踏襲しつつ、土曜日、日曜日や祝日を考慮いたしまして設定しております、基本的な内容の変更はございません。

続きまして、12ページにお戻りをいただきまして、令和6年度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針について御説明いたします。

昨年度から変更している点でございますが、16ページから17ページの新旧対照表でお示しをしておりますとおり、知的障害特別支援学校における学力検査問題につきまして、生徒の学習状況をより適切に評価し、高等部入学後の指導に生かしていくという視点から改定を行いたいと考えてございます。

昨年度までは、国語、数学、外国語の3教科を実施いたしておりましたけれども、令和6年度からは教科の枠組みではなく、検査A及び検査Bの2検査といたしたいと考えております。検査Aは、各教科等の内容を総合的に出題いたします。また、検査Bでは、自立活動の内容を参考といたしまして、主に情報の処理やコミュニケーション等に関する内容を出題いたします。

なお、資料の21ページに、令和6年度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜日程を参考として添付いたしております。これにつきましては、高等学校の選抜日程と同様に設定しているものでございます。

説明の最後になりますが、このたび実施いたしました新しい入学者選抜制度の成果と課題等につきまして、先ほどヒアリングを行っているというふうに申し上げましたけれども、今後また5月から6月にかけて、公立高等学校をはじめとした関係機関等を対象として、より丁寧な調査を実施するという事を検討してございます。新しい制度の今後のさらなる改善等に向けまして引き続き検証に努めて参りたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく御願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたら御願いいたします。

志々田委員： 特別支援学校以外については大きな変更がないということで、よく分かりました。

気になるのは、この間の入試がどうであったのかと、丁寧に調べてくださっているとは思いますが、大きな混乱や、何か特にトラブルというか、生徒さんにとって不利益と感じてしまうようなことがなかったかどうかだけでも教えていただければと思います。

今川高校入学者選抜制度推進課長： なかなか詳細まで把握できていないところでございますけれども、例えば日程の変更に伴いまして、一次選抜の初日に5教科の学力検査と自己表現カードの記入ということで、今まで2日間でやっていたものを1日で実施をするということがございまして、ちょっとお疲れになったというお声は中学校側からお聞きはしておりますが、大きく生徒さんが混乱されたとか、そういったお声については今のところ入ってございません。

志々田委員： やっぱり制度を変えて検証がとても大事だと思いますし、よくお分かりだと思いますけど、丁寧な報告をお待ちしていますので、よろしく御願いいたします。以上です。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はありませんか。

中村委員： 入学者選抜制度を変えた目的や意義は承知していますが、今いろいろ御説明もありましたように、実際やってみて分かったこととか、今の御説明だと、大きな問題点はなかったということですが、やっぱり今御説明があった日程等の問題とか、あるいは自己表現のときの採点の仕方についての教員の方の感想を聞くと、今のままでいいのか、改善が必要なのかという検討も必要だと思いますが、そういった、基本方針は今日の御説明のとおりですけれども、細かいやり方はまだ工夫の余地があるということでしょうか。

今川高校入学者選抜制度推進課長： 御指摘のとおりでございます、自己表現の実施の形態やその評価の仕方、とりわけ評価につきましては、実施前に全体で評価者研修もしまして、また、学校でも繰り返し目線合わせの

研修をしていただいて、基本的には適正に実施をできたものというふうには考えてございますが、やはり人が人を評価するというのは難しい面がございますので、その評価の仕方というのは、よりブラッシュアップというのは引き続きやっていかないといけないというふうに考えてございます。自己表現の趣旨の周知ということも含めまして、しっかりと磨き上げていきたいというふうに考えているところでございます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はありませんか。

中村委員： 参考の日程ですけれども、入試全体、大学入試もそうだろうと思いますが、今、前倒し化が進んできていると思います。推薦とかでも年内に決まってしまうと、私立高校が早期に決まっています、もう公立高校を受検する気持ちにならないという生徒が増えてきているという話も聞いています。すぐにという訳ではありませんが、この日程の在り方みたいなことももしかしたら今後検討が必要なのではと思いますが、どうでしょうか。

今川高校入学者選抜制度推進課長： 2月上旬に行っておりました選抜（I）というのを2月下旬の実施をしております一次選抜というものに統合したわけでもございまして、1か月近く短縮を図ったところでございますが、それをどこに置くのか、というのは御指摘のとおり、検討の余地というのは十分あるかと思えます。ただ、中学校の教育活動との関係や、高校側の在校生への指導をどうすべきかといった様々な要素がございますので、総合的に継続的にそこは検討していきたいというふうに考えているところでございます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はありますか。

近藤委員： 広島中学校の新しく導入された制度についてですが、今年度の規定は帰国児童等の入学に関する選抜で実施されたということだと思います。

実際、県教委のほうで狙っていたような受検生が応募というか、来てくれたかどうかということと、ここに対する課題のようなもの、今出ているものがあれば教えてください。

今川高校入学者選抜制度推進課長： 特異な才能に関する選抜につきましては、実質昨年度から実施しておりますが、昨年度、実は残念ながら応募がございませんでした。やはり何をもって特異な才能と自覚されているのかといったところ、そこらの自覚であったり発掘であったりということがまずは課題かなというふうに思っております。ただ、潜在的なニーズはきっとあるというふうに確信しておりますので、こういう取組をしている、選抜しているというのは県内外に向けて継続的にしっかりPRをしていきたいというふうに考えてございます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はありますか。

細川委員： 特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針の中で、令和6年から検査Aと検査Bを実施するとなっております。今年度までは国語、数学、英語の3教科ということでこの選抜をされていましたが、検査A、検査Bとすることによって必要な思考力、判断力、表現力等を幅広く検査する、総合的に判断するという御説明でした。こちらについて、どのようにお考えなのかをお聞かせいただければと思います。

津村特別支援教育課長： これまで国語、数学、英語といった教科別に学力検査を行ってございましたけれども、内容としては、日常生活に関する題材等を扱って問題を作成しており、生徒の実態把握に努めてきているところです。このたび実際の日常生活における問題解決の場面、例えば買物に行くような場面を想定したときに、文書を読み解く国語的な力とか、あるいはお金の計算のような数学的な力、あるいはアルファベットの表示を見るときか、こういった教科の枠組みを超えて総合的に力を発揮して解決していく力が必要になると考え、今回一つの検査の中で総合的に評価ができ、これを入学後の指導に生かすということで、検査Aとしているところでございます。

また、検査Bにつきましては、生徒それぞれが目で見えた情報等をどのように処理していくか、その認知処理の仕方や想定される場面においてどのようにコミュニケーションを取っていくかというような社会性等を問うていく問題を今検討しているところでございます。これもそういった中身からより入学後の指導に生かせるものと考えております。

細川委員： ありがとうございます。変更後の学力検査について、総合的に考えていただいているということで安心したのですけれども、このことについては、来年受検する子供たちについては学校では何か御指導といたしますか、こういう変更があるということをしかり指導といたしますか、お伝えいただいているのでしょうか。

津村特別支援教育課長： 周知につきましてはこれからになるかと思いますが、中身について、検査A、Bにつきましては、これまでやってきた検査と大きく変わるのではなく、総合的に見るというような形になりますから、これから周知を開始しても、十分間に合うかと思えます。

細川委員： 分かりました。

それから、もう1点、特別支援学校の選抜でも自己表現を実施していますが、基本方針については理解をしているところですが、例えば、細かなことを申し上げますと、ラジカセを用いて自己表現をしようとした生徒が、学校の電源を使わずに電池を入れてラジカセを操作することがあったというふうに聞いておって、特別支援学校を受検する子供が、やはり入試ですので、ちょっと慌てたりとか動揺したりというようなことがあったと聞いております。そういうときの、自己表現について細かなそういう不都合や、いろいろなことがあったときの対応な

どもお聞き取りいただいて、生徒が自己表現を自分の力で発揮できるようにという状況も必要じゃないかなと思いますが、何かお聞きになっていることがございますか。もしくは、そういうことが発生したときに何かお考えをお持ちなのか、お聞かせいただければと思います。

津村特別支援教育課長： 細かなことにつきましては、これから各校長からの聞き取りで次年度に向けての準備になるかと思いますが、特にこの度の検査で何か不都合が起こったときの想定は、校長会のほうでもいろいろ個別に特別支援教育課の担当者と共に事前に打合せはしております。また、私が勤務しておりました学校でも担当者ともしっかり打合せをして入試を実施しており、特に問題は生じておりません。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はありませんか。

中村委員： すみません、もう1点、制度そのものと少し外れるかもしれませんが、今回の制度改革で、生徒の人生を選択する力を重視するという点でもあったと思いますが、学校を選んでもらうに当たって、それぞれの学校の特色をより分かりやすくしていくということもそれまで行ってきたと思いますが、そういう意味では、来年度以降も、それぞれの高校の努力目標とか教育方針とか特色をより分かりやすく中学生に伝えていくということが必要だと思います。今年も何かそこがちょっと分かりにくかったという声もあったと聞きましたので、引き続き各学校でそういう各学校の特色を磨いていくということが必要だと思いますので、よろしくお願います。

今川高校入学者選抜制度推進課長： 今年実施した入学者選抜におきましても、各学校の教育目標と、あとミッション、ポリシー等から選抜内容までを1枚にまとめたシートというのを作って受検生の学校選択の助けになるようにという工夫はしてきたつもりでございますが、より分かりやすく生徒に中身が伝わっていくような形での表現の方法、また、中身のブラッシュアップというのも学校と一緒にやって参りたいというふうに考えております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はありませんか。

志々田委員： 今ちょうど中村委員がおっしゃった、スクール・ミッションとかスクール・ポリシーというところの特にスクール・ミッションについては、設置者がきちんと明確に設定することによっていわれているので、やっぱり県の教育委員会が学校と一緒にブラッシュアップしていくというか、私も去年見させていただきましたが、微妙な分かりにくさというか、学校特有の校訓とスクール・ポリシーが混同されているような、広島県だけではなく全国でそういうものを見たりしますので、少なくともスクール・ミッションについては県の教育委員会がやっぱり学校と一緒に伴走型で、これから県内の特色、全体のバランスというものも見ていかないといけないので、学校にお任せするのではなくて、かなり教育委員会で各学校をリードしていてもいいのではないかと思います。改めて高校教育の在り方の検討会の報告書、取りまとめなんかを読んでいると、やっぱりかなり県の教育委員会の主導ということが書かれているので、是非一緒にやっていけたらいいのかなと。もちろんそこには地域のニーズであるとか保護者の要望だとかっていうことも入っていると思いますので、何かそういうのってちょっとずつ、たくさん学校があるので、一概に全部というのは難しいかもしれないけど、少しずつ年度、年度できれいに整備していてもいいのかなと思いましたので、是非頑張って資料を作ってください。以上、意見です。

平川教育長： ほかに御意見、御質問はありませんか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

第4号議案 令和6年度に使用する教科用図書の採択基本方針について

平川教育長： 続きまして、第4号議案、令和6年度に使用する教科用図書の採択基本方針について、立田義務教育指導課長、説明をお願いいたします。

立田義務教育指導課長： 失礼いたします。第4号議案でございます、令和6年度に使用する教科用図書の採択基本方針について提案いたします。

この教科用図書の採択基本方針につきましては、4月21日金曜日に行われた第1回教科用図書選定審議会から答申を受け、提案するものでございます。「1提案の要旨にお示ししておりますように、教科用図書の適正な採択を行うためのものでございます。

(1) は、県立学校で使用する教科用図書の採択の基本方針でございます。

(2) は、義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針でございます。この採択基本方針は、採択権者である市町教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長に対し

て、適切な指導、助言又は援助を行うためのものがございます。

なお、参考資料として、7ページに「教科用図書の採択について」、8ページに義務教育諸学校の「教科用図書の検定・採択の周期」及び、その下半分に義務教育諸学校の教科用図書の「基本的な採択の仕組み」、さらに、9ページに「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書、いわゆる一般図書について」でございます。こちらについて、10ページに「令和5年度教科用図書採択日程」を添付してございます。後ほど御覧ください。

それでは、1ページにお戻りください。1ページ、別紙1でございます。はじめに、令和6年度に県立学校で使用する教科用図書の採択基本方針について御説明いたします。

「1採択基本方針」についてです。「(1)採択の基本」につきましては、2行目からにお示ししておりますように、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本県の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択することとしております。

「(2)適正かつ公正な採択の確保」につきましては、国の通知を受け、アにございますように、「教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の判断と責任において、採択における適正、公正を期すこと」、イにございますように、「特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにすること」としてしております。

(3)にございます、「開かれた採択の推進」につきましては、採択結果及び採択理由について、これまでどおり採択後、遅滞なく公表することとしております。また、教科用図書の研究のための資料や教育委員会会議の議事録につきましても、公表に努めることとしております。その他、開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表についても検討することとしております。

次に、「2選定上の留意事項」でございます。留意事項は3点ございます。

1点目、(1)各学校が教科書選定会議等を設置し、県教育委員会が作成した選定資料を参考にした調査研究に基づいて選定することとしております。

2点目、(2)いわゆる一般図書について、教育目標の達成上、教科の主たる教材として適切なものを選定することとしております。

3点目、(3)において、特別支援学校の小・中学部で使用するもののうち、いわゆる一般図書につきましては、この後、御説明いたします「令和6年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針について」の2方法、組織及び手続」の関係部分に準じて行うこととしております。

続きまして、義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針について御説明いたします。

2ページの別紙2を御覧ください。「1採択」、「(1)採択の基本」では、県立学校の基本方針と同様に、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本県の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択することとしております。さらに、採択権者においては、小学校用教科用図書については、アの(ア)～(オ)、一般図書についてはイの(ア)～(エ)の観点に基づき、県教育委員会が作成する選定資料を活用して、十分な調査研究を行うよう求めています。

「(2)適正かつ公正な採択の確保」、また、「(3)開かれた採択の推進」につきましては、県立学校の基本方針と同様に、「特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにすること」や、「採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表すること」などとしております。

次に、「2方法、組織及び手続」を御覧ください。採択権者が適切な採択を行うための方法等についてでございます。

小学校用教科用図書につきましては、(1)イにありますように、市町教育委員会が、採択に係りその責任を明確にするとともに、教育関係者のみならず、保護者、地域住民に説明責任を果たすことができるよう、採択組織及び手続を確立するよう示しております。

学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択につきましては、(2)イにありますように、各学校で教科書選定会議等を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を採択権者に提出することとしております。

ここで御審議いただきました基本方針は、この後、それぞれの機関に通知し、これを受けて各機関では、本格的な採択事務が始まることとなります。選定審議会は先日行いました第1回を含めて計3回開催し、教育委員会会議では進捗状況や結果の報告など、随時行って参ります。説明につきましては以上でございます。御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見はありますか。

志々田委員： 今御説明いただいたように、きちんと手続を取って公正に選定いただかなければならないということを改めて思いました。

開かれた採択について、先日出版社の問題がテレビで出たように、社会的に非常に注目を集めやすいことなので、厳正に広島県でも採択していただきたいと思いますが、利害関係がある

かどうかということはどうやって確認するのか教えてください。

立田義務教育指導課長： 県教育委員会では、教科用図書の選定審議会の委員又は調査員、このいずれにつきましても特定の教科書会社と利害関係がないこと及び関係を有するものではないことを直接確認している、これが一つ。もう一つは、それぞれの御本人に承諾書を提出していただいて、公正性、公平性を担保していくという、こういう方針でございます。

志々田委員： つまり前もってきちんと確認することと、それから一筆書いてもらうことですね、分かりました。これなら大丈夫だと思います。ありがとうございます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はありませんか。
それでは、以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。

報告・協議1 高校生等の就職をめぐる状況について

平川教育長： 続きまして、報告・協議1、高校生等の就職をめぐる状況について、小野高校教育指導課長、説明をお願いいたします。

小野高校教育指導課長： それでは、よろしくをお願いいたします。高校生等の就職をめぐる状況について御報告いたします。

まず、高等学校の状況について、資料の1ページを御覧ください。本件の国公私立の高等学校における就職希望者に対する就職者数の割合である就職率につきましては、1、(1)設置者別就職状況の表のうち、一番上の行に記載しておりますとおり99.3%で、この数値は前年同期よりも0.7ポイント上昇しております。なお、同じ表の3行目に記載しておりますとおり、県立の高等学校のみの就職率は99.7%となっております、前年同期の99.6%よりも0.1ポイント上昇しております。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している状況下にあってもこのように高い数値を維持できたということは、県立高等学校において、就職を希望する生徒と面談を丁寧に行うなどしまして組織的、計画的に就職指導に取り組んだことや、ジョブ・サポート・ティーチャー10人を30校、30課程に、それから就職指導支援員10人を11校13課程に配置しまして未内定者への就職指導や求人開拓に取り組んだこと、さらには、広島労働局、県商工労働局などの関係機関と連携しまして経済団体への求人確保を要請したほか、様々な就職支援策を実施した成果であると捉えております。

しかしながら、就職を希望しながらも就職できずに卒業した生徒が17人おります。県教育委員会としましては、一人でも多くの卒業生が早期に就職できるよう、各学校のジョブ・サポート・ティーチャーや担任、そして進路指導担当者等が情報提供や個別の相談を行うとともに、ハローワーク等の関係機関を効果的に活用した指導を行うよう各学校を支援して参ります。

特別支援教育課の担当部分につきましては津村課長が御説明をいたします。

津村特別支援教育課長： 続きまして、特別支援学校の状況について御説明いたします。

資料の2ページを御覧ください。令和5年3月に本県の特別支援学校高等部を卒業した生徒につきましては、就職を希望していた生徒115名全員が就職しております。県内全ての特別支援学校に配置しているジョブ・サポート・ティーチャーによる生徒の実態、適性及び希望に合った職場開拓、職場実習の実施、企業への啓発活動、教職員による個別に応じた丁寧な就職指導、進路指導の結果であると考えております。

また、特別支援学校における職業教育の充実に向けた平成23年度から行っております本県独自の資格認定制度、技能検定の実施や、平成26年度から取り組んでおります生徒の「働きたい」を応援して下さる企業への就職サポート隊ひろしま登録制度の成果とも考えております。なお、(3)に示しておりますとおり、全卒業生に占める就職者の割合は28.9%となっております。

今後も、生徒に対して、より実践的な力をつけるとともに、働く意欲の向上や粘り強く様々なことに取り組む態度等を育成する職業教育の充実を図って参ります。また、就職サポート隊ひろしまや企業の参観日の取組にも力を入れ、企業への障害者雇用の理解、啓発にも取り組んで参ります。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はありますか。

志々田委員： 多くの高校生たちが職場で働いていることに非常に頼もしく感じます。就職率もすごく高水

準で、景気のこともあるのにもかかわらず、先生たちの御努力だろうというふうに思います。

お聞きしたいのは、たった17名だとしても、就職がかなわなかった子供たちがいるということがとても気になります。もちろん個人の状況とか御家庭の状況とかいろいろあるのですが、分かる範囲でなぜ就職できなかったか、教えていただけますか。

小野高校教育指導課長： 令和5年3月に未就職のまま高等学校を卒業した生徒への支援について、現状も含めて御説明いたします。

令和5年3月、国公立の高等学校卒業者の未就職者は今御説明しましたように17人ですが、このうち県立の高等学校の卒業生の未就職者は6人です。この6人のうち、公務員の希望者はおらず、民間の就職希望者が6人でした。

現在、4月26日の時点で学校への聞き取りを行ったところ、未就職者が4名となっております。6名のうち2名が就職等を行ったということで、各学校において高等学校就職支援教員、ジョブ・サポート・ティーチャーや担任、それから進路指導担当者等が定期的に卒業生と連絡を取り、情報提供、それから個別の生徒相談を行っております。特にハローワーク等の関係機関を効果的に活用して、丁寧な指導を行うように支援を行っているところでございます。これからも引き続きこの未就職者4名について早期の就職ができるように、広島労働局等の関係機関と綿密に連携を行って、各校への指導、支援、これを充実させて参りたいと思っております。以上でございます。

志々田委員： つまり、自分が就職したいなと思っている業種とうまくまだ合っていないだけで、本人は就職したいし、すぐ働きたいという気持ちでいるということではないのでしょうか。

小野高校教育指導課長： はい。

志々田委員： 分かりました。ありがとうございます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はありますか。

近藤委員： 特別支援学校高等部の進路状況等についてのところで、(3)に全卒業生に占める一般企業への就職者の割合というグラフがありますが、それを見ると、平成31年がピークで、上がってきたのが今下がってきているようなグラフが出ていますが、これはどういうふうに評価というか、そもそもこの一般企業への就職者の割合というのは何を見るために取っているデータなのかということと、この下がる傾向というのはどういうことを示しているのかということをお教えいただけたらと思います。

津村特別支援教育課長： まずは、特別支援学校には就職が難しい重度重複障害の生徒等も在籍しているため、就職希望者の割合というのは年度により大きく変化することがあるということもお含みください。

それから、この低下の要因でございますけれども、ジョブ・サポート・ティーチャー連絡会議等々で聞き取ったところによりますと、令和4年度の卒業者に関しましては、新型コロナウイルス感染症の影響で本人、保護者が職場実習等の実習を控える状況があったということ、あるいは一般企業への就職へ向けての話合いを本人、保護者で行う機会もコロナの影響により、対面でなかなかできなかったという現状があったと聞いております。そのことで就職希望から障害福祉サービス事業所等への進路変更をした生徒もいたと聞いております。

また、就職を希望して実習等を重ねていく中で、本人の思い描いていたイメージと合わず、進路変更したという生徒もいたと聞いております。以上です。

近藤委員： 社会的な状況の影響も一部はあり、それだけではない事情もありということはおありだと思いますが、やっぱり学校側で協力して上向けるところがあるのであれば改善をしていただけたらと思います。

津村特別支援教育課長： ありがとうございます。今後とも学校と連携をしながら、個別に応じた丁寧な進路指導に取り組んでまいります。

中村委員： この就職の数字ですが、これはいわゆる正社員、正規労働、そういうものへの就職の数値ということになりますか。

小野高校教育指導課長： 1の(2)の学科別就職状況については、いわゆるアルバイトの数は含まれておりません。なお、先ほど17名の生徒が未就職の状態、県立の高等学校の場合には6名、うち今現在のところでは4名に減少しているという説明をさせていただいたところですが、その2名については、1名はアルバイトという状況でございます。

中村委員： 分かりました。いずれにしても、今すぐ人手不足になっていて、民間企業も採用が本当にできなくなっている状況ではあります。そういう中で、希望して就職できてない生徒がいるというのは非常に残念ではあるのですが、ミスマッチもあるのかと思いますので、先ほどの御説明のとおり、引き続き御指導いただければと思いますので、よろしく願います。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はありますか。

細川委員： 御説明ありがとうございます。経済人としては、就職をしていただいて就労していただくということで大変助かっているのですが、いろいろな経営者の方とお話をすると、やはり数年のうちで離職するということが経営者の中では大きな問題であります。せっかく入社してくれて、いろいろ研修とか資格も取っていただいて、じゃあ、やってもらおうかと思ったら離職するというようなところが実はあります。この就職時に進路指導の先生とか就職に関する方と

いろいろマッチングのことも含めて、生徒の性格とか技能とかも含めて就職先を選定いただいているところではあると思うのですが、企業と一層連携を取っていただいて、この子はこういう性格でこういうところが強いというところをしっかりと共有していただきたいと思います。企業側も離職されるということが非常に残念なので、その辺のところもこれからも引き続き、就職率ということでなくて、その中身、しっかり自分の得意なところで活躍できるように連携を深めていただけたらなと思います。

業種的に全く就職していただけない業種もあるし、恐らく引く手あまたの業種もあると思いますが、業界は業界でいろいろ魅力を伝えるために県立高校へ出向いて御説明をしているところがありますので、その辺のところも一緒になっていろいろなところで活躍できる子供を是非送り出していただけたらなと思います。

それから、もう1点は、特別支援学校の卒業者のところなのですが、100%の就職率というところをずっと維持していただいている、ジョブ・サポート・ティーチャーの御苦労もあるかなというふうにも思いますが、企業も、障害者雇用率の問題があって雇わなくてはいけない数を充足してない企業も結構あります。就職サポート隊ひろしまの登録状況、今528社になっておりますけども、先日、地元の商工会議所の専務理事にこのことを知っているかというふうにお聞きしたら、御存じない状況でした。

残念なことで、御説明に上がるからということを行っているのですが、ここの4の(3)に就職サポート隊ひろしま登録制度の周知及び企業登録の推進というところを上げていただいておりますので、今後の取組として、やはり御存じないということはまずスタートラインに着いていないので、雇いたくてもどうしていいのかわからないというような企業の方にもしっかりと周知をしていただいて、今後の子供が幅広く活躍できるよう間口を広げるというような、いろんな就職先があるよと、あなたの得意で好きで活躍できる場をここから探していいよってというようなところを、お互いに企業も必要としているので、その辺のところも今後一緒になってやればなというふうにも思っておりますが、その辺はいかがですか。

小野高校教育指導課長： 早期で離職してしまう生徒に関して、どういった支援が行われているのかということについて、まず早期離職の原因も含めて、ジョブ・サポート・ティーチャーから聞き取った内容を含めて御説明をさせていただきます。

早期離職の要因については、特にジョブ・サポート・ティーチャーからは、職業観、勤労観等を身に付けるための指導を丁寧に行っているが、これが一部の生徒については十分届けきれなかった、指導、支援しきれなかったという点、それから生徒の自己理解、それから業種、職業、職場への理解を深める指導、これも行っているところですが、これも一部の生徒についてはやはりそれが十分でなかったという反省がございます。それから実際に就職した後で、職場での上司、それから同僚とのコミュニケーション、人間関係、こういったところがうまくいかなかった、そして現在の職種、業種ではない、実際には第1希望ではなかったという生徒も中にはおりますので、そういった生徒がやはり自分自身の夢や希望を実現したいと、こういった大きくは4点の理由から離職をしているということがございます。

卒業した後、就職したその生徒に対して離職を防止するための支援というのは、具体的に5月から6月にかけて、ジョブ・サポート・ティーチャー、それから就職指導支援員及び進路指導担当者、こういった者が中心となって卒業生の就業状況を十分把握して、そして卒業後の追指導、また、支援も行うように指導しているところでございます。今後も各学校では、卒業前、それから卒業後の支援も含めるとともに、学校にいる間、キャリア教育を一層推進しまして、生徒が自らの適性、これをしっかりと把握して、企業に関する情報を自ら集めて分析させる、こういった指導を一層充実させていきたいというふうにも思っております。教育委員会といたしましてもしっかりと働きかけを充実させてまいります。以上でございます。

津村特別支援教育課長： 就職サポート隊ひろしまに関わりましては、これまでもジョブ・サポート・ティーチャーが企業へ働きかけをしたり、リーフレットの作成やCMを作成したりし、様々なところでPRを行っています。あるいはマツダスタジアムのアストロビジョンで周知したりというようなこともいろいろ行ってはおりますけれども、現実にまだ知らないところがあるという御指摘いただきました。より幅広く周知といたしますか、宣伝できますよう対応を考えたいと思います。ありがとうございました。

細川委員： 商工会議所には、県連組織というのもありますので、そこでしっかりとPRしていただくように地元から発信を県連のほうにもお願いをしておきますので、またその節はよろしく願い申し上げます。以上です。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はありますか。

以上で、本件の審議を終わります。

続いて、先ほど公開しないと決定しました議案について審議を行いますので、傍聴者の方は退席してください。

【非公開案件】

第1号議案 知事の専決処分に対する意見について

知事の専決処分に対する意見について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(11:05)